

議案第 7 号

財産の取得について

市は、次により財産を取得する。

- 1 財産の表示 ノートパソコン等備品
- 2 取得金額 30,248,900 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 2,749,900 円)
- 3 取得の相手方 千葉市中央区問屋町 1 番 35 号
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店
支店長 上田 剛史

令和 7 年 6 月 2 日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、ノートパソコン等備品を更新するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものであります。